

## 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について

### ■目的

介護サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護サービス利用促進を図ることを目的とします。

### ■軽減法人等

軽減を行おうとする社会福祉法人は、軽減を行う事業所・施設所在地の県知事、大曲仙北広域市町村圏組合管理者に申し出ます。

### ■軽減対象者

市町村民税非課税であって、次の（１）から（５）のすべてを満たす者のうち、生計が困難な者として組合管理者が認めた者及び生活保護受給者です。

- （１）年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
- （２）預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
- （３）日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- （４）負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- （５）介護保険料を滞納していないこと。

### ■軽減の程度

利用者負担の１／４（老齢福祉年金受給者は１／２）を原則とします。ただし、生活保護受給者については利用者負担の全額です。

### ■軽減の流れ

軽減を受けようとする利用者は広域組合に申請し「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」を発行してもらい、その確認証をサービス利用時に提示し、確認証の内容にもとづき軽減された利用料を支払います。